

交通局「週休2日制確保試行工事」（土木工事編）実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保試行工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 本要領の適用範囲

本要領は、すべての土木工事（営繕工事と合併起工する工事を含む）を対象とする。

3 対象工事

(1) 現場閉所

すべての土木工事を対象とする。ただし、次のアからキまでに該当する工事は、「現場閉所」の対象外とすることができる。

ア 単価契約工事、緊急起工した工事等の工期があらかじめ決められている工事

イ 当初の予定価格が250万円未満の工事

ウ 車両電気部が所管する電気設備工事・機械設備工事（電気事業に関する工事は除く。以下「車両電気部所管工事」という。）と合併起工する工事

エ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1 災害復旧工事

例2 供用時期が公表されている工事

オ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例1 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例2 施設管理者等との協議によって対策が予想される工事

カ 営業線内で早期に対応が必要な工事

例1 お客様対応または駅業務上早期に対応が必要な工事

例2 列車運行の安全確保のため早期に対応が必要な工事

キ 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

(2) 交替制

「現場閉所」の対象外となった土木工事のうち、(1)アからイまでを除く以下の土木工事を対象とする。

ア 車両電気部所管工事と合併起工する工事

イ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

ウ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

- エ 営業線内での早期に対応が必要な工事
- オ 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事
- (3) 「(1) 現場閉所」及び「(2) 交替制」に該当しなかった工事の取扱い
 - (1) 及び(2)に該当しなかった工事は、「週休2日制確保試行工事」の対象外とする。
- (4) 現場閉所及び交替制の共通事項
 - ①土木工事を営繕工事と合併して起工する工事（以下「合併工事」という。）の場合は、「現場閉所」又は「交替制」のどちらかの方式で統一して発注する。
 - ②受注者が「週休2日制確保試行工事」を希望しない場合は、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して総括監督員に報告する（別添1）。

4 週休2日の考え方

- (1) 現場閉所
 - ①現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - ②対象期間とは、現場着手日から工事完了届日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合、6留意事項（1）を遵守した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定し、監督員に報告する。
代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。
 - ③週休2日
 - ア 完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。
 - イ 月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達

成しているものとみなす。

(2) 交替制

①対象期間とは、現場着手日から工事完了届日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

②技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

③施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

④週休2日

ア 完全週休2日

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をい

(3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日数に含めるものとする。

5 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

起工担当課長は、本要領3により試行工事を選定した上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2）。

週休2日制に掛かる費用については、下記のとおりとする。

ア 現場閉所

当初の予定価格から完全週休2日（土日）の達成を前提として、経費の補正を行う。経費の補正等に係る積算方法については、積算基準（共通編Ⅰ 4—3 週休2日制補正係数）による。なお、営繕工事の積算方法については「交通局「週休2日制確保試行工事」（営繕工事編）実施要領」によるものとする。

イ 交替制

当初の予定価格の算出時は、経費を補正しない。

(2) 試行工事契約後

監督員は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者が試行工事を希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法を具体的に明記する。

受注者から、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「5 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、「現場閉所」を選択し、試行を希望しない旨の報告を受けた工事では、経費の補正について、速やかに設計変更を行う。

(3) 試行工事施工時

- ①受注者は、広報板等に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載する（別添3）。
- ②受注者は、現場閉所を行う時、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。
- ③発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

ア 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添4）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

発注者は現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、積算基準（共通編Ⅰ 4—3週休2日制補正係数）の記載のとおり、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日未満であった場合は補正係数を除した変更とする。なお、営繕工事の変更については「交通局「週休2日制確保試行工事」（営繕工事編）実施要領」によるものとする。

イ 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添5）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、積算基準（共通編Ⅰ 4—3週休2日制補正係数）の記載のとおり、経費の増額変更を行う。なお、営繕工事の変更については「交通局「週休2日制確保試行工事」（営繕工事編）実施要領」によるものとする。

6 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 合併工事の場合、現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認は、工事全体で確認する。

7 適用

この要領は、令和7年11月1日以後に起工する案件に適用する。

(参考) 休日について

○ 東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)

統一26

文 書 番 号 (工事番号)			
協 議 報 告 書 年 月 日 殿 住所 受注者 氏名 (法人の場合は 名称及び代表者の氏名) 現場代理人氏名 下記工事について、特記仕様書 に基づき 協議 報告 します。			
文 書 番 号 (契 約 番 号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
協議 報告 内容	本工事においては、(・・・理由・・・)のため、「週休2日制確保工事」を実施いたしません。 (交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領3により、報告します。)		
監理業務受託者		担当者名	

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に、以下のように記載する。

(1) 現場閉所の場合

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（現場閉所）」である。

(2) 交替制の場合

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（交替制）」である。

(3) 対象外の場合

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事」の対象外である。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

(1) 現場閉所の場合

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（現場閉所）」である。

(2) 交替制の場合

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（交替制）」である。

3 特記仕様書記載例

※ 現場閉所の場合

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（現場閉所）」の対象案件である。

(2) 実施に当たっては、『交通局「週休 2 日制確保試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づく。要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>)

(3) 受注者は、週休 2 日制確保試行工事を希望しない場合、現場着手前に希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領 3 (4) ②参照）

(4) 週休 2 日制に要する費用については、当初の予定価格から完全週休 2 日（土日）の達成を前提として、経費を補正しているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じ、補正分を減額変更する。

※ 交替制の場合

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保試行工事（交替制）」の対象案件である。

(2) 実施に当たっては、『交通局「週休 2 日制確保試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づく。要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>)

(3) 受注者は、週休 2 日制確保試行工事を希望しない場合、現場着手前に希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領 3 (4) ②参照）

(4) 週休 2 日制に要する費用については、休日確保状況結果の達成状況を確認後、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日を達成した場合は、達成状況に応じ、補正分を増額変更する。

記載例

(1) 広報板 A 型、B 型の場合（2 箇所に記載）

・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ
週休 2 日制確保試行工事

・最下段

本工事は、建設現場の「週休 2 日制」確保に向けて
試行する「週休 2 日制確保試行工事」です。

(2) その他の広報板もしくは工事看板等（1 箇所に記載）

・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ
週休 2 日制確保試行工事

(3) 広報板等を掲示できない場合

「建設業の許可票」「労災保険関係成立票」「建退共加入者証」「施工体系図」等、関係法令等に則り工事現場に掲示しなければならない標識と一緒に「週休 2 日制確保試行工事」を掲載すること。

別添4

※3 対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。

完全週休2日の判定

∴ 完全週休2日達成

月単位の週休2日の判定

∴ 月単位の週休2日達成

【集計（完全週休2日）】

会社名	氏名	対象期間週数	達成週数		完全週休2日
A建設	〇〇	9	9		○
	□□	9	9		○
	◇◇	9	9		○
B建設（一次下請）	●●	9	9		○
	■■	8	8		○
	◆◆	8	8		○
C電設（二次下請）	△△	4	4		○
D工業（二次下請）	▽▽	3	3		○

【集計（月単位の週休2日）】

会社名	氏名	対象期間月数	達成月数		月単位の週休2日
A建設	〇〇	2	2		○
	□□	2	2		○
	◇◇	2	2		○
B建設（一次下請）	●●	2	2		○
	■■	2	2		○
	◆◆	2	2		○
C電設（二次下請）	△△	1	1		○
D工業（二次下請）	▽▽	1	1		○

【令和〇年4月第1週（令和〇年4月1日～4月7日）】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設（一次下請）	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設（二次下請）	△△	7	2	28.6%	○
D工業（二次下請）	▽▽				

【令和〇年4月第2週（令和〇年4月8日～4月14日）】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設（一次下請）	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設（二次下請）	△△	7	2	28.6%	○
D工業（二次下請）	▽▽				

【令和〇年4月第3週（令和〇年4月15日～4月21日）】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設（一次下請）	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設（二次下請）	△△	7	2	28.6%	○
D工業（二次下請）	▽▽				

【令和〇年4月第4週(令和〇年4月22日～4月28日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	3	0	0.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第5週(令和〇年4月29日～5月5日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	4	57.1%	○
	□□	7	4	57.1%	○
	◇◇	7	4	57.1%	○
B建設(一次下請)	●●	7	4	57.1%	○
	■	7	4	57.1%	○
	◆◆	7	4	57.1%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設(一次下請)	●●	30	9	30.0%	○
	■	30	9	30.0%	○
	◆◆	30	9	30.0%	○
C電設(二次下請)	△△	24	6	25.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第1週(令和〇年5月6日～5月12日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	3	42.9%	○
	□□	7	3	42.9%	○
	◇◇	7	3	42.9%	○
B建設(一次下請)	●●	7	3	42.9%	○
	■	7	3	42.9%	○
	◆◆	7	3	42.9%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第2週(令和〇年5月13日～5月19日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	4	2	50.0%	○

【令和〇年5月第3週(令和〇年5月20日～5月26日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	7	2	28.6%	○

【令和〇年5月第4週(令和〇年5月27日～6月2日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	2	0	0.0%	○
	■				
	◆◆				
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	2	0	0.0%	○

【令和〇年5月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	28	10	35.7%	○
	■	26	10	38.5%	○
	◆◆	26	10	38.5%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	13	4	30.8%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間月数」、「達成月数」、「対象期間週数」、「達成週数」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する。

※ 集計のシートについて

対象期間週数・月数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数から換算した週数・月数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数から換算した週数・月数を基本とする。

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

※必ず検算する。

週休2日の考え方 例示

例1 週休2日制確保試行工事における対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間

Figure 1: Calculation of the number of days for the 4-week 8-day equivalent rest period

The timeline diagram shows the following periods and days:

- 対象期間内 (Target Period):** The entire duration from start to end.
- 準備期間 (Preparation Period):** Days before the start of the main work.
- 実作業 (Main Work):** The period of actual work, divided into work days (作業) and rest days (休).
- 後片付け (Post-work):** Days after the end of the main work.

The calculation table is as follows:

① 対象期間内	=	50	日
② 現場閉所日数	=	15	日
右表より、4週8休相当以上となる			
4週8休相当以上			
② ≥ 15			
= ① × 0.285			

例2 年末年始6日間と夏季休暇5日間を除く

対象期間内				夏季休暇	対象期間内													
準備期間				実作業												後片付け		
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業		
5	2	4	4	4	5	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3		
工事着手 年月日		現場 着手日		実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)												後片付け 着手日		工事完了 日

① 対象期間内 = 47 日

② 現場閉所日数 = 12 日

右表より、4 週 7 休相当となる

4 週 8 休相当以上

② ≥ 14

(= ① × 0.285)

例3 工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く

工場製作期間						対象期間内													
準備期間				実作業												後片付け			
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業			
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3			
工事着手 年月日		現場 着手日		実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)												後片付け 着手日		工事完了 日	

① 対象期間内 = 35 日

② 現場閉所日数 = 8 日

右表より、4 週 6 休相当となる

4 週 8 休相当以上

② ≥ 10
(= ① × 0.285)

例4 全部中止期間は、対象期間内から除く

対象期間内				全部中止		対象期間内															
準備期間				実作業												後片付け					
作業	休	作業	休	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業				
5	2	4	4	7	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3						
工事着手 年月日		現場 着手日		実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)														後片付け 着手日		工事完了 日	

① 対象期間内

= 43 日

② 現場閉所日数

= 12 日

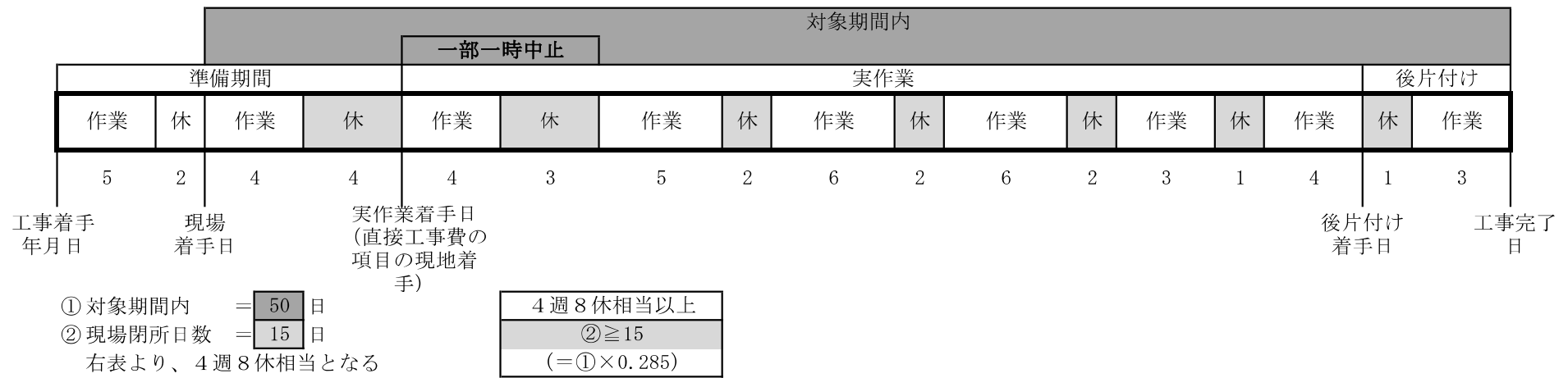
右表より、4 週 7 休相当となる

4 週 8 休相当以上

② ≥ 13

(= ① × 0.285)

例5 一部一時中止期間は、対象期間内に入れる



例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める

